



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- *417 和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料 (管財課)
- 418 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 419 道路の区域変更 (")
- 420 新道路の供用開始等 (")
- 421 道路の区域変更 (")
- 422 新道路の供用開始等 (")
- 423 道路の区域変更 (")
- 424 新道路の供用開始等 (")
- 425 道路の区域変更 (")
- 426 新道路の供用開始等 (")
- 427 道路の区域変更 (")
- 428 新道路の供用開始等 (")
- 429 道路の位置の指定 (都市政策課)

東京都所在行政財産の土地使用料

使用目的	単位	使用料		
		特別区	市	町村
電柱(電話柱を含む)、支柱、支線	1本1年につき	10,224円	2,304円	48円
水道管、ガス管 その他の地下埋設物	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル 1年につき	1,824円	408円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1年につき	4,560円	1,032円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル 1年につき	9,132円	2,064円

備考

- 1 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 2 長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。

和歌山県告示第418号

平成18年和歌山県告示第905号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち新宮市熊野川町九重字浦地431番2地先から同市九重字鉾恵322番3地先までの延長18.80メートルについては、平成19年3月30日から供用を開始する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

430 " (")

*431 和歌山県漁港管理条例の規定による駐車場の使用料 (漁港課)

○ 公告

開発行為の工事の完了 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第417号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第33項の表備考第1号の規定に基づき、東京都所在行政財産の土地使用料を次のように定め、平成19年4月1日から施行する。

平成17年和歌山県告示第409号(和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料)は、平成19年4月1日をもって廃止する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字三田字大垣内652番1地先から同町大字三田字大垣内	旧	4.60 } 7.70	160.95	主要県道美里龍神線と重用 L=160.95

662番1地先まで				
同上	新	4.90 } 11.60	160.95	主要県道美里龍 神線と重用 L=160.95

和歌山県告示第420号

平成19年和歌山県告示第419号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
日高郡みなべ町清川字棒引2364番2地先から同町清川字日浦2315番2地先まで	旧	3.60 } 24.00	636.00	
同上	新	3.60 } 24.00	636.00	
同上	新	8.40 } 30.00	437.50	串崎橋 L=25.00 日浦橋 L=28.00

和歌山県告示第422号

平成19年和歌山県告示第421号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
海草郡紀美野町大字吉野字大木317番1地先から同町大字大角字柿ノ戸75番7地先まで	旧	4.83 } 16.05	4,200.10	
海草郡紀美野町大字吉野字大木317番1地先から同町大字福田字念樋60番2地先まで	旧	12.00 } 37.50	1,695.00	野上清水線と重用 L=132.20
海草郡紀美野町大字吉野字大木317番1地先から同町大字大角字柿ノ戸75番7地先まで	新	4.83 } 16.05	4,200.10	
海草郡紀美野町大字吉野字大木317番1地先から同町大字野中神野久保112番2地先まで	新	11.00 } 37.50	2,526.50	野上清水線と重用 L=132.20

和歌山県告示第424号

平成19年和歌山県告示第423号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第425号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
海草郡紀美野町大字毛原宮字犬飼垣内283番1地先から		5.10		

同町大字毛原上五反田413番地先まで	旧	18.95	1,375.00	
同上	新	5.10 18.95	1,375.00	
同上	新	6.70 36.40	519.50	毛原トンネル L=230.00

和歌山県告示第426号

平成19年和歌山県告示第425号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 九重名倉線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市高野口町上中字華井194番1地先から同市高野口町上中字五味田216番1地先まで	旧	3.80 7.00	415.00	
同上	新	3.80 7.00	415.00	
同上	新	11.00 23.00	310.00	

和歌山県告示第428号

平成19年和歌山県告示第427号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第429号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2932	海南市七山字御門825番4の一部、826番4の一部、826番5、826番7の一部、里道敷、水路敷	海南市七山964番地1 社会福祉法人中庸会 理事長 竹中庸之	平成19.3.19	4.00	33.10
				6.00	11.85

和歌山県告示第430号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2917	岩出市東坂本字下山21番の一部	和歌山市太田479番地3 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成19.3.20	6.00	51.90

和歌山県告示第431号

和歌山県漁港管理条例（昭和41年和歌山県条例第54号）別表第1第1項及び第3項の表の規定による駐車場の使用料を次のように定め、平成19年4月1日から施行する。

平成13年和歌山県告示第300号（和歌山県漁港管理条例の規定による駐車場の使用料）は平成19年3月31日限り廃止する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

駐車場の使用料

(1) 和歌浦漁港

種 別	使用区分及び使用料		
一時使用	普通車	7月1日から8月31日までの期間	1日1回につき 600円
		その他の期間	1日1回につき 400円
	大型車	7月1日から8月31日までの期間	1日1回につき 1,500円
		その他の期間	1日1回につき 1,000円
定期駐車	普通車	1月につき	4,200円

(2) 田辺漁港

種 別	使用区分及び使用料	
一時使用	普通車	1日1回につき 400円
	大型車	1日1回につき 1,000円
定期駐車	普通車	1月につき 4,200円
	大型車	1月につき 10,500円

(3) 串本漁港

種 別	使用区分及び使用料	
一時使用	普通車	1日1回につき 400円
	大型車	1日1回につき 1,000円
定期駐車	普通車	1月につき 4,200円

公 告

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紀の川市東三谷字川端242番1、247番1、248番1、243番1、245番
許可を受けた者の住所及び氏名	新潟県新潟市清水4501番地1 株式会社コメリ 代表取締役社長 捧雄一郎